

# 長野市飲食・観光関連事業者支援金

## 申請受付要項

### 【受付期間】

令和3年9月13日（月）から令和3年10月29日（金）まで

※10月29日（金）の消印有効

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

### 【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

（提出先）〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当

### 【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野市ホームページからダウンロード

（URL）<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/478601.html>

- ・長野市役所（第二庁舎3階 商工労働課）での受取り



長野市 商工観光部 商工労働課

飲食・観光関連事業者等支援金担当

電話番号：026-224-8379

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

## I 支援金の概要

### 1 趣旨

長野県から長野市内の飲食店等に令和3年8月19日から行われた営業時間短縮等の要請や、感染拡大に伴う人流の低下等による影響を受けた事業者のうち、市内飲食店と直接的な取引を行う事業者や観光関連事業者に対し、長野市飲食・観光関連事業者支援金（以下「支援金」という。）を支給し、支援するものです。

### 2 支給対象者

以下の①又は②の事業を営む営業所や事業所を市内に有し、令和3年8月又は9月の売上が前年同月比（又は前々年同月比）で20%減少している事業者の皆さんが対象となります。

**※詳細は「II 支給対象者」を必ずご確認ください。**

#### ① 市内飲食店と主に以下のような直接取引を行っている事業

- ・ 食材、飲料（酒含む）、調味料などを直接納品していること。
- ・ 割りばし、おしぼりなどの消耗品を直接納品していること。
- ・ 制服のクリーニングや、店舗の清掃、ごみの廃棄などを直接実施（受託）していること。

#### ② 観光関連事業

- ・ 宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所）
- ・ 旅客輸送業（貸切バス、タクシー、運転代行）
- ・ 旅行業・旅行業者代理業
- ・ 自動車賃貸業（レンタカー）
- ・ 飲食業（時短要請対象外となる昼間のみ営業の店舗や酒類の提供を行っていない店舗）
- ・ 土産物店業（小売店のうち、専ら観光客等を相手に対面で地場産品等を販売する事業者）

上記①又は②に該当する事業を営む事業者であれば、県からの時短協力金を受給（予定含む）していても対象となり得ます。

ただし、県の時短要請（8/19からの要請）対象店舗のみを営む事業者は対象となりません。

### 3 支給額

法人：200,000円

個人事業主：100,000円

※支援金の支給は、一事業者につき1回限りです。

## Ⅱ 支給対象者

### 1 対象要件

- 資本金等の額が10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主であること。
- 法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員、又は長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団関係者等の反社会的勢力が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- 令和3年7月31日の時点で「2. 飲食・宿泊関連事業」に定める事業（以下「飲食・宿泊関連事業」という）を行う店舗、事業所等を市内に開業しており、申請日現在で当該店舗、事業所等を営業していること。

※令和3年8月1日以降に飲食・宿泊関連事業を開業した事業者は対象になりません。

- 申請日現在で、法令等で定める飲食・観光関連事業を行うために必要な許認可等を全て取得していること。
- 飲食・観光関連事業を行う店舗・事業所等において、業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。
- 令和3年8月の売上が令和2年（又は令和元年）8月の売上と比べ、20%以上減少していること。

※複数事業を実施している場合でも、事業者全体の売上とします。支援金の支給対象外の事業も含めた、全事業の合計売上金で比較してください。

※時短要請の影響が9月の売上に出る事業者は令和3年9月の売上と令和2年（又は令和元年）9月の売上と比較することも可能です。

※令和2年8月2日～令和3年7月31日の間に開業した事業者に限り、開業日から令和3年7月31日までの売上を、月数（開業した月は、開業日によらず1か月とします。ここでの開業日は、個人事業者の場合は税務署提出の開業届に記載された開業の日、法人の場合は法人設立日とします。）で除した額を令和3年8月（又は9月）の売上と比較します。

## 2 飲食・宿泊関連事業

次のいずれかに該当する事業を行っている方が対象となります。

### ① 直接取引事業

- 長野市内の飲食店と主に以下のような直接的な取引を令和3年4月1日から同年7月31日までの間に行っており、その証拠となる書類を提出できること。

- ✓ 食材（野菜・果物・飲料・調味料等）を直接納品していること。
- ✓ 消耗品（割りばし・紙おしぼり・花・食器等）を直接納品していること。
- ✓ 飲食店にクリーニング、清掃、ごみ処理などのサービスを直接提供していること。

### ※対象とならない取引

- 飲食店等の会計を通さず、申請者と店舗内の客が直接取引している場合  
(例：飲食店内の客に直接飲食物や花などを販売する場合)
- 飲食店等の従業員が個人の立場で購入している場合  
(例：飲食店のホールスタッフが、衣服を店の経費ではなく個人の給与や手当から支払って購入している場合)
- 飲食店等に金銭を支払って財やサービスの提供を受けているもの  
(例：飲食店にお金を払って、仕出しを頼んでいる場合)

### ② 観光関連事業

宿泊業 (旅館・ホテル・簡易宿所)	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業（当該施設の目的が研修、福利厚生目的の場合を除く。）
貸切バス事業	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業
タクシー事業	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送業限定事業者を除く。）
運転代行業	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条1項に規定する自動車運転代行業
旅行業・旅行業者代理業	旅行業法第2条第1項に規定する旅行業又は同条第2項に規定する旅行業者代理業
自動車賃貸業	有償で道路輸送法第78条に規定する自家用自動車を貸し渡す事業
飲食業 (時短要請対象外)	時短要請対象外となる昼間のみ営業の店舗や酒類の提供を行っていない店舗（店舗内で飲食をしない場合や、イートインスペースのみの店舗は不可）
土産物店業	小売店のうち、取扱品目等から、専ら観光客等を相手に対面で土産物（地場産品等）を販売する事業

## Ⅲ 申請手続き等

### 1 申請書類

別紙「長野市飲食・観光関連事業者支援金 申請書類一覧」に記載の申請書類を提出してください。提出いただいた書類の返却は行いませんので、提出前に複写（コピー）した控えを必ず保管してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので予めご承知おきください。

### 2 申請書類の入手方法

- 長野市ホームページからダウンロード  
(URL) <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/478601.html>
- 長野市役所商工労働課（第二庁舎3階 商工労働課）での受取り  
※ 8:30～17:15（土日祝除く）



### 3 申請の受付期間と方法

**令和3年9月13日（月）から令和3年10月29日（金）まで**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

令和3年10月29日（金）の消印有効です。

（宛先）〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当

※切手を貼付の上、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

### 4 支援金に関する問い合わせ先

支援金に関するご質問は、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

長野市 商工観光部 商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当

電話番号：026-224-8379

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

### 5 支援金の支給

長野市において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは支援金をお支払いします。9月下旬から順次支給していく予定です。

## 6 通知等

審査の結果、支援金の支給を決定したときは、通知を送付いたします。配達状況によっては、通知が遅れる場合があることをご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払い予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

## 7 その他

- 支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、関係機関及び取引飲食店への確認及び調査等を実施します。その上で、不正等が発覚した場合は、長野市飲食・観光関連事業者支援金交付要綱の規定に基づき、支援金を交付せず又は交付した支援金の返還を命じ、警察等の関係機関に報告を行う場合があります。
- 上記の場合において、必要に応じて、当該事業者名、対象施設などの情報を公表します。
- 不正等の疑惑に関わらず、申請書類に記載された情報について、必要に応じて、関係機関及び取引飲食店への確認及び調査等を実施します。
- 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 本支援金の支給又は不支給の結果等に関する情報は、必要に応じて、国や長野県などの関係機関に提供します。